

東海市長会決議

令和4年10月21日

東 海 市 長 会

地方財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要となる財政需要が増加する一途にある。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組や行政のデジタル化、カーボンニュートラル社会に向けた取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化、ロシアによるウクライナ侵略、円安によるエネルギー高や物価高騰に伴い、都市自治体においては、市民生活及び経済活動に甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き不透明な状況となっている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方分権の趣旨に基づき、地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率5対5の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、地方の一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

4. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えない

よう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 地方創生、人口減少対策をはじめ、医療・介護等の社会保障、防災・減災対策、地域交通対策、環境対策など都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

6. 都市自治体が行財政改革で生み出した財源は、地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。
7. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。
8. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額の増額確保を図るとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり適切な算定配分を行うこと。

また、臨時財政対策債については、引き続き、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

9. 新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化に伴い、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き不透明な状況となっていることから、医療・介護等の社会保障、デジタル化の推進や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税等の地方一般財源総額を確保すること。
10. 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、次期総合戦略の改定に当たっては、デジタルの力も活用しつつ従来の地方創生の取組に対しても支援を継続すること。

また、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

11. 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化に係る費用、住民のデジタルデバイド対策など、必要な支援や十分な財政措置を講じること。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、都市自治体のデジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。あわせて、行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、都市自治体におけるセキュリティ対策についても十分な支援を行うこと。

12. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

特に、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うものではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであり、令和3年度における土地に係る税額の据置措置に続き、令和4年度においても商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたが、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度からは既定の負担調整措置を確実に実施すること。

- 1 3. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の地方自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。
- 1 4. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助単価等を実態に即して改善し、補助基準額を都市自治体の所要額と同額にするなど財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期示等努めること。
- 1 5. 地方が行う防災・減災・国土強靱化の取組が確実に実施できるよう、必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、緊急防災・減災事業債については、地域の実情を踏まえ、防災・減災対策を充実強化させる取組が計画的に実施できるよう、対象事業の拡充を図るとともに、恒久化すること。
- 1 6. 社会資本整備総合交付金等事業に係る交付金の適切な配分と拡充について
 - (1) 南海トラフ地震等の大規模災害の発生や社会資本ストックが今後急速に老朽化することに備えて、総合的かつ計画的に事業を推進するため、社会資本整備総合交付金等事業に係る交付金の適切な配分と拡充を図ること。
 - (2) 公園施設長寿命化対策支援事業について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。
- 1 7. 都市自治体が社会資本の的確な維持管理を行い、管理責任を果たすことができるよう、個別の施設計画に基づく予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた維持管理・更新費に係る所要額の財源を継続的に確保すること。
- 1 8. 都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、今後も計画を着実に実行できるよう、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象要件を緩和し、交付税措置を拡充すること。
- 1 9. 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における防災・減災・国土強靱化に寄与する老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

特に、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から50年を経過するなど耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、国費負担を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。

- 2 0. 公立学校施設の老朽化対策、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた公立学校施設整備負担金・学校施設環境改善交付金等の財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

特に、空調設備整備、トイレの洋式化、エレベーター設置等のバリアフリー化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及

び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

また、老朽化による事故を未然に防ぎ、児童生徒の安全・安心を確保する大規模改造事業については、交付金制度を延長すること。

2 1. G I G Aスクール構想に伴う継続した財政措置について

- (1) G I G Aスクール構想により構築された小・中学校の児童生徒への1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク環境の整備後においても、I C T環境の維持・改善、端末や関連機器の更新等について、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。
- (2) 学習・管理ソフトウェア、機器のサポート等のランニングコストに対する財政支援を行うこと。
- (3) 自治体や保護者が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に対する財政支援を行うこと。
- (4) I C T支援員やI C T活用教育アドバイザー等のI C T教育人材の小・中学校等への配置とそれに伴う財政措置を拡充すること。
- (5) I C Tを活用した質の高い教育を継続できるよう、予算の見通しを早期に提示すること。
- (6) L T Eモデルタブレット端末の運用経費等への財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

2 2. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重し、実効性のある多文化共生政策を推進すること。

また、増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒について、日本語初期指導教室の制度化や教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする安心して学校に通うことのできる環境づくりとしての各種事業に対し、人的・財政的措置を講じること。

2 3. 幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の拡大に対応するために、都市自治体が行う幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置を国の責任において講じること。

2 4. 特別な支援を必要とする児童生徒支援のための人的配置については、地方交付税措置がなされてはいるものの、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもたちの増加や多様化する支援内容に対応するため、国費による財政支援を拡充すること。

2 5. 新型コロナウイルス感染症感染拡大により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が引き続き感染症に係る情報の住民等への提供、まん延防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置として行う各種対策や都市自治体の実情に合った行政サービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続するなど、十分な財政支援を機動的に講じること。

また、コロナ禍に加えてウクライナ情勢の影響による社会情勢の変化等に対して、都市自治体が時機を逸することなく機動的に対応できるよう交付金の追加配分を行うこと。

特に、ワクチン接種体制確保に必要な費用については、都市自治体に負担が生じないように引き続き全額国費による財政措置を講じること。

26. 原油価格・物価高騰等に伴う子育て世帯、生活困窮者及び社会福祉施設等への支援について

- (1) 子育て世帯や物価高騰に直面する生活困窮者への地域の実情に応じた、きめ細かな支援の強化充実を図ること。
- (2) 公的価格で運営している保育施設、高齢者施設、障がい者施設等の運営は、物価高騰等による経費増加分を利用者負担への転嫁が困難であるため、施設運営に支障を来さないように、公的価格の臨時的な改定を実施すること。
- (3) 社会福祉施設等の整備費に係る国庫補助金基準単価を増額する等の支援策を拡充すること。

27. 国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

28. 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた地域生活支援拠点等の機能強化に向けた施設整備計画を着実に推進できるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の増額及び拡充を行うこと。

29. 子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、小学生以上も含め全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を国の責任において創設すること。

30. 2050年カーボンゼロに向け、地域脱炭素ロードマップ等に基づく地域の実情に応じた都市自治体の取組に対して、財政支援及び技術的支援を充実すること。

31. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う処理施設の改修が必要となる中、都市自治体の実情に応じた再資源化に対応する施設改修を円滑に進めていくため、財政支援制度を創設するとともに技術的支援を行うこと。

32. 地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する財政支援制度として火葬場整備事業費補助金制度を創設すること。

以上決議する。

令和4年10月21日

東海市長会

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

特に、中山間地域においては、かねてから建設残土等の大量搬入や不法投棄等が確認されており、一連の行為が県を超えた広範囲で行われていることから、土砂災害から国民の生命と生活を守るため、一元的で抑止力のある法整備など、総合的で抜本的な発生防止対策を講じる必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
2. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂池等の砂防施設の整備、河道掘削、河川改修など総合的な治水対策を早期に進めること。
3. 盛土や土砂類の搬入について、災害防止及び環境保全の観点から、関連法令全てにおいて、基準の明確化や権限の変更、罰則の強化を含め全国統一的で抑止力のある法整備など、抜本的な対策を講じること。
4. 被災地の早期復興のため、被災者の生活（住宅）再建や、都市自治体の行う用地取得やライフラインの復旧等に対し、被災地の実情を踏まえた人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じること。

以上決議する。

令和4年10月21日

東海市長会